

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録
目 次

第 1 号（11月17日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	11
議案第3号	15
閉会の宣告	16

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第255号
令和4年11月7日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 塚 本 竜 太 郎

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第6号

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和4年11月17日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和4年11月7日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会

令和4年11月17日(木)

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	後 関 俊 一	議員	2番	広 沢 修 司	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	宗 川 洋 一	議員
5番	小 田 川 敦 子	議員	7番	小 易 和 彦	議員
8番	植 村 博	議員	9番	日 下 み や 子	議員
10番	土 屋 裕 彦	議員	11番	田 中 和 八	議員
12番	塚 本 竜 太 郎	議員			

欠席議員(1名)

6番 円 谷 憲 人 議員

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	太 田 和 美 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
会 計 管 理 者	大 伯 昌 司 君

事務局 長	萩原	勝君
事務局 次長	有泉	亨君
事務局 副参事	小林	一秀君
総務課 長	今井	修一君
あじさい 所長	有泉	亨君
しらさぎ 所長	栗原	稔君
周辺整備室 長	小林	一秀君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原	晃一
白井市環境課長	竹田	忠夫
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川	聡

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	沼中	裕一郎
総務課庶務係主任主事	菰田	悠介

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき、大変にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました議案は、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和4年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上3件であります。資料の配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、7番、小易和彦議員、8番、植村博議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議をいただくため、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万4,375.81トンになります。前年同期と比べまして、し尿は115.91トン、率にして5.33%の減、浄化槽汚泥は278.62トン、率にして2.21%の減となり、全体として394.53トン、率にして2.67%の減であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ヶ谷市の合計で2万3,710.54トンになります。前年同期と比べまして548.81トン、率にして2.26%の減であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果及びダイオキシン類の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定操業に努めております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は8万2,066人で、前年同期と比べまして1万5,187人、率にして22.71%の増であります。新型コロナウイルス感染症は、まだまだ予断を許さない状況の中、感染防止策を講じながら段階的に利用制限の緩和を行ったことによりまして、少しずつではありますが、利用者数が回復しております。引き続き、より多くの方に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

また、第1期整備エリアの都市公園整備工事におきましても、令和5年3月の完了を目指し、順次作業が進んでいるところでございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、働きながら育児がしやすい環境の整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、育児休業の取得回数の制限が緩和されたことに伴い、再度の育児休業を取得する場合の要件の一部を削除することその他所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につき

ましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額の変更並びに債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきましては、四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議しようとするものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第1号及び新旧対照表を御覧ください。

本案は、働きながら育児がしやすい環境の整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、育児休業の取得回数の制限が緩和されたことに伴い、再度の育児休業を取得する場合の要件の一部を削除することその他所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに、今回の改正法につきましては、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が、現行、原則1回を2回までとし、また、この原則とは別に、子の出生後8週間以内に育児休業をすることができる回数について、現行、原則1回を2回までとし、合計4回までとする改正がなされました。

新旧対照表1ページを御覧ください。改正内容の1点目につきましては、現在、条例第2条で非常勤職員の育児休業の取得要件は、子が1歳6か月になるまで任用の継続見込みがあり、かつ、週の勤務日が3日以上または年間の勤務日が121日以上ある必要がありますが、出産後8週間の末日から六月を経過する日までの継続任用見込みがあることにより、取得を可能とするものでございます。

次に、新旧対照表2ページを御覧ください。改正内容の2点目につきましては、現在、条例第2条の3及び第2条の4で非常勤職員の育児休業は、子の1歳到達日までとなっており、夫婦2人で取得の場合は、1歳2か月まで取得することができますが、特別の事情により1歳6か月到達日まで延長する場合、その延長期間につきましては、今まで夫婦のいずれかが育児休業を取得しておりましたが、

今回の改正において、これを夫婦交代で取得することを可能とするものでございます。

さらに、引き続き、子の2歳到達日まで育児休業を延長する必要がある場合においても、夫婦交代で育児休業の取得を可能とするものでございます。

次に、新旧対照表4ページを御覧ください。改正内容の3点目につきましては、現在、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例第3条において、職員が再度の育児休業を取得できる特別の事情を定めておりますが、特別な事情がなくても分割取得が可能となったことから、当初の育児休業の請求の際、あらかじめ育児休業等計画書により申し出た場合、育児休業の終了後から三月以上の期間を経過した後、再度の育児休業を取得できる要件について削除するものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を公布の日とするものでございます。

第2項は、経過措置を定める規定で、この条例の改正前の第3条の規定の適用については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏の共産党の日下みや子です。議案第1号について質問をいたします。

地方公務員の育児休業取得回数を増やす地方公務員育児休業法改正案が、第28通常国会の4月22日に全会一致で可決されました。日本共産党は、立ち後れている男性職員の育休取得のための職員増員等をこの国会でも求めております。政府は、男女共同参画基本法において、2025年までに男性の育休取得率3割を目指しているようなのですけれども、男性地方公務員の取得率は大変低くて、期間も短いことが課題になっているというふうに思うのです。国の法改正を受けて提出された本議案について、まず3点伺います。

今、議案について説明があったのですけれども、とても丁寧に説明されているようでよく分からないというのが私の率直な意見で、もうちょっと分かりやすく地方公務員の育児休業法等の改正内容について、正規職員及び非常勤職員について分かりやすく説明していただきたいというふうに思います。

2点目に、全国の地方公務員の男性職員と女性職員の育休の取得状況をお示しくください。

3点目、当組合及び鎌ヶ谷市における男性職員の育休の取得状況をお示しいただきたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、今回の育児休業法等の改正の内容につきましては、1つ目として、地方公務員の育児休業法等に関する法律の改正により、職員及び非常勤職員は分割で育児休業を取得することができるようになること、2つ目として、子が出生の日から8週間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること、3つ目として、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を図ることなどとなっております。

次に、全国の地方公務員の育児休業の取得状況については、令和3年4月1日現在で申し上げますと、女性職員の取得率は99.7%、男性職員は13.2%となっております。

最後に、当組合及び鎌ケ谷市における男性職員の育児休業の取得状況について、当組合では該当者はおらず、鎌ケ谷市におきましては令和2年度で1名が取得し、取得率は7.1%、令和3年度で3名が取得し、取得率13.6%と伺っております。なお、令和4年度は11月16日現在で新たに9名が取得し、取得率は60%と伺っております。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 全国平均、令和3年度で女性が99.7で男性が13.2%ということで非常に男性が取得率低いわけですけれども、鎌ケ谷について言いますと、令和2年から3年、4年と取得する方が1名、3名、9名って増えておりまして、何か鎌ケ谷市としての取組があったのかなとも思うのですが、鎌ケ谷市については一定のこの間の前進があると。ちょっと、しかしながら、女性の99.7%と比較しますと、依然として男性の取得率というのは低い状況なのです。これは、全国の国家公務員と比較しましても、地方公務員というのは低くて、国家公務員の場合は男性の平均が一般職員が51.4%で、全体ですと29%ということだそうなんですけれども、ここと比較しても地方公務員の取得状況は非常に低いということなのです。この取得率もそうなのですから、同時に取得率だけでなく、取得する期間も短いことが問題だというふうに思うのです。

詳細な内訳、私、把握しているところでは、女性は1か月以下は0.5%と低くて、89%が9か月以上取得しているのです。それに対して、男性では1か月以下が54.6%だそうです。1割以上の方が5日未満だそうです。子育てのための休業が1か月以下では育休とは言えないと思うのです。5日未満の人が今回の改正で2回今度取れるようになるわけですけれども、5日未満といいますと4日ですから、4日、4日で8日、10日以内ということになるわけで実質的には非常に少ない、こういう状況なのですから。そこで2点目なのですが、1点目として、参考のために鎌ケ谷市の令和3年は3名、令和4年が9名ということだったので、この3名の方の育休の取得日数は何日ぐらいなのか参考にお聞かせいただきたいと。

それから、2点目、政府は2025年までの男性職員の取得率、これを3割というふうに目標掲げているようなのですが、取得日数の拡大のためにどんな対策を掲げているのか伺いたいと思います。

以上2点お願いします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 鎌ケ谷市のケースでの男性職員の育休の取得日数についてお答えいたします。

鎌ケ谷市においては、令和3年度から新たに育児休業を取得した男性職員3名の取得予定日数の平均は約7か月と伺っております。なお、令和4年度は11月16日現在で新たに育児休業を取得した男性職員9名の取得予定日数の平均は2.5か月と伺っております。

続きまして、2点目の政府が2025年までの男性職員の取得率3割目標達成と取得日数の拡大のためにどんな対策を掲げているかという点についてお答えいたします。

2020年5月29日に閣議決定された少子化社会対策大綱等において、男性の家事、育児参画の促進等が重点課題の一つとして掲げられており、これらの重点課題に対応すべく、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備をはじめ、今回の改正でもありますような育児休業制度について柔軟な取得を可能とするための分割取得の拡充を含めた育児休業制度など男性の家事、育児参画の促進などの施策を掲げております。また、国としては、男性職員の育児に伴う休暇、休業取得等の促進策として男の産休の取得目標設定、ハンドブックやポスターの作成及び配布、管理職員や男性職員の呼びかけを行うなどの職員に対する制度の周知、意識啓発等、育児休業等の取得促進のための標準的な取組手順を作成するなどの男性職員の育児休業等の取組、管理職員による対象職員の意向に沿った取得計画の作成や環境整備、幹部職員からのメッセージ発信など、育児に伴う休暇、休業の取得促進を行っております。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 答弁は結構ですけれども、ちょっと意見だけ、最後。

今、鎌ケ谷の例が報告されまして、令和3年は3名で平均が7か月、令和4年度は11月の時点で9名の方が取られて、平均ですと2.5か月ということだったのですけれども、できれば平均ではなくて具体的な日数でお示しいただきたかったのですけれども、それにしても全国平均から比較しますと、鎌ケ谷市の場合には上を行っているのではないかなと。さすがに5日未満や1か月以下というのは、全然足りないように思いましたが、しかし、女性の場合のその89%が9か月以上、女性の場合取得しているのです。それと比較すると、やはり鎌ケ谷市の男性職員の取得が平均7か月ですとか、2.5か月というのは男女共同の参画精神から決して十分と言えるものではないというふうに思うのです。それで、今、国のその対策が示されましたけれども、確かに男性職員が育休を取得しやすくするためには今示されたように、今回のまず柔軟な施策、2回に分けて取れるというようなことすとか、制度の周知ですとか、それから、管理職や職員の意識改革、こういったこともあると思うのですけれども。

しかし、それだけで取得率が本当に上がるのかといえば、そうではないのではないかなというふうに思うのです。実は滋賀県という県がこれに関する職員アンケートを実施したそうですけれども、こ

のアンケートによりますと、育休を取得できなかった理由のうち一番多かったのが仕事の引継ぎなどで迷惑がかかるということだったそうです。実感できる場所だと思うのです。やはり育休を取得しやすくする最も効果的な取組は代替職員の確保や引継ぎ相手の明示ではないかというふうに思うわけなのです。育休の取得は、かけ声だけでは進まないと思いますし、単に、何ていうのですか、管理職の姿勢はもちろん大きいけれども、それだけではやっぱりなかなか進まない。定数管理を抜本的に見直して育休を取りやすい環境づくりなしに進まないのではないかとこのことを主張して質問を終わります。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第2号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第2号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額変更及び債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では5款1項基金繰入金を1,433万6,000円増額し、歳出では3款1項清掃費を5,748万8,000円増額し、5款1項基金費を4,315万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を46億261万9,000円にしようとするものでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。3ページを御覧ください。今年度、周辺整備の都市公園整備事業として都市公園用地購入費を計上しておりますが、社会資本整備総合交付金の内示額が申請額を下回ったことから、千葉県地方土地開発公社に先行買収を委託するこ

ととしたため、これに当たり債務負担行為の設定を行うものでございます。

最初に、都市公園整備事業用地取得事業は、限度額1,804万2,000円に利子相当額を加えた額、次に千葉県地方土地開発公社が資金の融資を受ける融資機関に対する債務の損失補償は、限度額を千葉県地方土地開発公社が柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに遅滞損害金の合計額としたもので、期間はともに令和4年度から令和8年度まででございます。

続きまして、歳入の詳細についてご説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。5款1項1目財政調整基金繰入金については、アクアセンターあじさいに係る歳出増額補正分を繰り入れるため、1,433万6,000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。昨今の灯油単価高騰及び電気料金に係る燃料費調整単価の上昇が続いていることから、3款1項1目し尿処理費における需用費、光熱水費で1,433万6,000円、2目ごみ処理費の需用費の燃料費370万1,000円と光熱水費3,606万円、3目共同化処理費における光熱水費181万円の増額補正をそれぞれ行うものでございます。

燃料費においては、当初予算時に1リットル当たりの灯油単価をごみ処理費79円で計上しておりましたが、市場価格の変動に伴い、令和4年4月から9月は80円台後半から100円台前半で契約しており、今後予算不足が見込まれるものでございます。

光熱水費においては、当初予算時に電気料金に係る燃料費調整単価をマイナス2.49円で1年間分を試算しておりましたが、9月請求時の燃料費調整単価でプラス7.80円と10円以上乖離していることから予算不足が見込まれるものでございます。

4目周辺整備費については、都市公園用地購入に当たり、千葉県地方土地開発公社が先行買収するため、受託経費として18万1,000円、預託金として140万円の合計158万1,000円の増額補正を行うものでございます。

また、5款1項1目財政調整基金費につきましては、3款1項2目ごみ処理費、3目共同化処理費及び4目周辺整備費で要する経費に充当させるため、減額補正を行うものでございます。

12ページを御覧ください。こちらにつきましては、3ページの債務負担行為の追加内容についての調書となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川です。議案第2号について通告のとおり議案質疑を行い

ます。

一般会計補正予算（第2号）、歳出の10ページと11ページになります。3款衛生費の中から質疑を行います。

まず1点目、ただいま一部説明もありましたが、改めて伺います。調整単価見直しの基準月と差額、その対象期間について伺います。

2点目、原油価格、物価高騰による影響について、当組合の現状をお聞きします。

3点目、令和4年度における財政調整基金の推移についてお示してください。

以上3点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、3款衛生費における光熱水費の算定方法でございますが、4年度当初予算編成時については、令和3年9月時点での燃料費調整単価マイナス2.49円で各施設の電気料金を積算しておりましたが、昨今の原油価格の高騰などに伴い、令和4年10月時点において燃料費調整単価がプラス7.80円となっており、1キロワット当たり10.29円の増加があったものです。対象期間につきましては、令和4年11月から令和5年3月までの施設電気料金を対象としたものでございます。

次に、原油価格、物価高騰による影響につきましては、施設等の運営に欠かせない電気料金及び灯油代が高騰していることはもとより、今後は廃棄物等の処理に必要な薬品類や設備消耗部品等の値上げなども見込まれるものと考えており、今後も市場価格等の動向を注視してまいります。

最後に、令和4年度における財政調整基金の推移につきましては、令和3年度末現在高で1億6,284万7,000円でありましたが、令和4年度当初予算への繰入れ、補正予算（第1号）を経て、財政調整基金の現在高は1億8,186万1,000円となりましたが、今回の補正予算（第2号）において、この財政調整基金繰入金などを充当したことにより、令和4年度末現在高で1億2,437万3,000円となる見通しでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） まず、調整単価の基準月は今年の10月時点ということで、その差額が燃料費調整単価がプラスの7.8円、電気料金のほうが1キロワット当たりが10.29円で、これからの11月から来年3月までの5か月間、こちらが対象期間ということの増額補正ということで分かりました。今後の物価の上昇に関しての影響は、電気料金や灯油代のほかにも廃棄物等の処理に必要な薬品なども、それから設備等の消耗品も、さらなる値上げが見込まれるということをお示しいただきました。

そして、財政調整基金の推移についてなのですが、令和3年度末の現在高から今年度末の見込額の差額が差引きで3,847万4,000円減ということになります。1億6,000万を割った額が今年度の財政調整

金の残高になるということになります。私は、さきの、前回だったと思うのですけれども、財政調整基金の議案質疑をした際に、令和元年から予算編成時、財政調整基金の繰入れを大体1億6,000万見込んでいるというふうな説明もありましたので、今回、今年度末の残高が1億6,000万を割るというのはちょっと注意をしていきたいなと思っています。それで、今までの、どんなに財調がちょっとずつ目減りをしていっても1億6,000万を下回ったことがないということも、やはり今後、予算編成において厳しいことが見込まれるのではないかなというふうに思っています。

それを踏まえて、2回目の質問を行いたいと思います。まず、1点目です。今回は、不足分を補う形での増額補正ということになりますが、やはりこの物価高騰、全く終わりが見えません。令和5年度の予算編成にも影響が出ていると思われまます。歳出としては、灯油代、電気料金のほか、さらなる値上げもお示しがありました。全体予算の編成としての組合の見解を伺います。

そして、2点目、次に歳出の経費増加が見込まれていますので、歳入としてはどうやって収入を増やしていくのでしょうか。使用料、手数料の料金設定、受益者負担などはなかなか厳しいものもありますが、どのようにお考えでしょうか。そして、構成市負担金の現状維持は可能なのでしょうか、などなど、組合での検討を説明できる範囲でお示しいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 1点目の歳出としての灯油代、電気料金のほか、さらなる値上げの方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

昨今の物価の高騰につきましては、持続的な上昇が見込まれており、さらに円安を背景とした原油価格などによる電気料金などの経費の増加は避けられない状況となっております。このことから、令和5年度予算編成における歳出面において、施設の維持管理経費に影響が生じることが見込まれるものと考えております。

2点目の歳入での収入増のための組合での検討についてお答えいたします。

歳入につきましては、構成市の厳しい財政状況を十分に踏まえ、組合の施策に合致した特定財源を最大限活用するよう努めており、物価高騰に係る構成市負担金への影響を少なくするよう検討してまいります。また、受益者負担につきましても、受益と負担の適正化を図るため、コロナ禍の影響や経緯状況を踏まえながら引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 補正予算については、これ以上の質疑はありませんので、3回目は意見ということで申し上げたいと思います。今後の経費のチェックとかは組合運営についても含めて、令和5年度の予算においてしっかりとチェックをしていきたいと思っています。それに先駆けて一言申

し上げておきたかったのは、今後、長期的な視点に立ったときの電気料金削減ということで組合施設のLED化であるとか、再生可能エネルギーの導入であるとか、検討が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。組合の収入販路を広げるということは現実的に厳しいと思われまして、受益者負担も、すぐには上げられるものではありません。ネットで確認したところ、やはりごみ処理代、それから、ごみ袋の有料化等々検討している市町村も、この社会情勢からなかなかそれを行動に移せないというようなニュースも散見されました。そういった負担する側の、受益者のほうの負担も考えると、やはり削減ということは一番近い組合運営の適正化につながるのではないかというふうにも思いますが、それもあり厳しいと見込まれます。そういった状況ですので、SDGsの理念も踏まえながらも電気料金の削減に向けた取組をぜひ調査研究進めていただきたいことを要望して、質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第5、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合が共同処理する公平委員会に関する事務について、四市複合事務組合から共同処理したい旨の依頼があったことに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、規約変更を行うに至った経緯につきましてご説明申し上げます。船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市で構成されております四市複合事務組合におきましては、公平委員会に関する事務について、共同処理することにより組織の簡素化及び合理化などを図るため、千葉縣市町村総合事務組合への加入を依頼したものでございます。

それでは、今回の改正につきましてご説明いたします。議案及び新旧対照表6ページを御覧ください。別表第1中、安房郡広域市町村圏事務組合を、安房郡広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合に改め、別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中、安房郡広域市町村圏事務組合を安房郡広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合へ改めようとするものでございます。

最後に附則でございますが、規約の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第3号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変にご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 3時45分 閉 会